



クリストファー M. ラヴランド

パートナー

2099 Pennsylvania Avenue,
N.W.
Suite 100
Washington, DC 20006-6801

T: 202.747.1924
F: 202.747.3832
cloveland@sheppardmullin.com

業務分野

建設、及び、インフラストラクチャー
政府契約、調査、
及び、国際貿易
虚偽請求取締法
ヘルスケア
訴訟

控訴

E-ディスカバリー

国際仲裁

個人の財産訴訟

ホワイトカラー
被告弁護及び企業調査

業界分野

建設及びインフラストラクチャー
ヘルスケア

学歴

2000年
ボストン大学
J.D. 取得
立法部門プログラム
編集主任

1997年
ラサール大学
学士号
首席で卒業

クリストファー M. ラヴランドは、ワシントン DC 事務所ビジネス関連の裁判及び政府契約部門のパートナーである。

担当業務の分野

米国の連邦及び州裁判所で、各段階における複雑な民事・刑事裁判にて企業・個人の弁護。商業契約及びパートナーシップ論争、証券・会計詐欺、虚偽請求取締法におけるキイタム *qui tam* 条項、シャーマン反トラスト法、を含むあらゆる案件で広範囲にわたる裁判・控訴経験が豊富。さらに、金融機関や受託者に、信託義務の助言、また、受託者・信託訴訟において、多数案件で弁護。

米国司法省、米国証券取引委員会、連邦政府調達局、監察官事務所を含む多数米国政府機関による調査に関わるお客様の弁護も担当。加えて、不正会計、詐欺の申立て、米国海外腐敗行為防止法違反、及び、虚偽請求取締法違反を含む、公的企業、個人業に関連する多種多様な案件の内部調査責任者としての経験を持つ。

弁護士登録

ワシントン DC 地区

メリーランド州

米連邦地方裁判所ワシントン DC 地区

米連邦地方裁判所メリーランド州

米国第四巡回控訴裁判所

米国第九巡回控訴裁判所

米国巡回控訴裁判所ワシントン DC 地区

米国連邦請求裁判所

受賞暦

2014年、2015年、ワシントンDC スーパー・ロイヤー

経歴

信託訴訟

親族信用管理関連で、信託義務請求不履行に関し、全国銀行協会の弁護に成功。

メリーランド州特別控訴裁判所によって支持され、共同所有の資産と対抗していた、資産買収、管理及びリースの義務を怠った管理一般共同経営者に対し、有限責任パートナーの代理で評決獲得。

虚偽請求取締法訴訟

コロンビア巡回地区連邦控訴裁判所が支持した、通商協定法に背き、政府に製品の販売を試み、虚偽請求取締法に違反したとした IT ソリューションのプロバイダーを、米地方裁判所ワシントンDC 地区に、キイタム虚偽請求取締法事件として申立てられたが、それをしりぞけ略式判決獲得。

政府への IT 製品販売に関連し、虚偽請求取締法違反があったとし、米地方裁判所ミネソタ地区にて申立てられた、キイタム虚偽請求取締法事件の却下に成功。

政府への販売に関連し、Buy American 法及び通商協定法に従わなかったという虚偽請求取締法違反があったとし、米地方裁判所マサチューセッツ地区にて申立てられた、キイタム虚偽請求取締法事件の却下を獲得。

民間訴訟

競合と結託し貿易を妨害したとして、シャーマン・反トラスト法で、サテライト企業が申立てられたが、却下獲得。

米国第四巡回控訴裁判所により支持を受け、元営業社員が、セールス・コミッション1千2百万ドルの支払い請求で提訴、それを受け、テレコミュニケーション企業の代理人として、略式判決の獲得成功。

ワシントン・ナショナルズ・ベースボール・スタジアム建設に関連して、ワシントンDC から土地収用法にもとづき提訴され

た、大地主の一人を弁護、有利な和解で終結。

米国第四巡回控訴裁判所により支持され、ローン保証執行に関連して、裁判所内部の汚職に関与したとして、金融機関とその弁護人が提訴され、その代理人として略式判決を獲得。

調査

連邦政府調達局及び米国司法省により、虚偽請求取締法で捜査を受けた、IT ソリューション・プロバイダーを弁護。

個人所有のゲーム施設の融資、建設、管理、運営に関して、内部捜査を実施。

連邦供給予定契約のもと、政府及び民間コントラクターへの、陳述に関連した内部捜査を実施。

不正な金儲け、陰謀、詐欺をしたとして、米国証券取引委員会により捜査を受けた、ハイテク・ディストリビューション企業を弁護。

政府訴訟

米内務省により、米国連邦請求裁判所に不法終結で提訴された企業を弁護し有利な結果達成、5百万ドル和解金獲得。

数十億の IT 契約論争に関連し、2 億 7 千万ドル以上の提訴、お客様に有利な和解で終結。

入札後の抗議で、政府コントラクターの行政記録判決を獲得に成功、一時的制限命令と永久的禁止命令の却下決定も獲得。

執筆

2015 年 6 月 20 日、毎日新聞、「チェック：記事書き、資料整理まで 米、驚異の人口知能 雇用喪失懸念も」

2014 年 9 月 29 日、シェパード・モレン政府契約部門ブログ、「DC 巡回裁判所は、供給者からの TAA 証明 に依存する再販業者の合理性決定」

2013 年 5 月 30 日、シェパード・モレン政府契約部門ブログ、「再度、常識が勝つ：内部告発者も、無分別なことを証明する必要がある、と地方裁判所が FCA 決定を再度勧告」

2012 年 5 月 23 日、政府調達連合ブログ *Far and Beyond*、共著者、「連邦裁判所は、日和見的な不動産業者に苛立つ」

2012年5月17日、*Law360*、「事例：サンダガー V. デル社・マーケティング部門」

2012年5月14日、シェパード・モレン政府契約部門ブログ、「また新たな米地方裁判所が、「法廷第一申請」で巡回裁判所が分裂、日和見的な不動産業者を押戻す」と発表した、ワシントン DC 巡回裁判所に従う。」

2011年2月2日、シェパード・モレン企業・証券部門ブログ、「コロンビア地区巡回裁判所は、財務諸表における認定は、詐欺請求 10b-5 規定にもとづき、依存推定条件の省略を定めない、と裁定。」

2010年8月23日、シェパード・モレン企業・証券部門ブログ、「DC 巡回裁判所は、NY 証券取引所 Arca “Depth-Of-Book” データに関する提案料金を無効にし、再度見直しの為 SEC、証券取引委員会に差し戻す。」

2010年7月23日、シェパード・モレン企業・証券部門ブログ、「DC 巡回裁判所は、弁護士が関わった書類 Work Product を独立した監査役に渡す際、Work Product のドクトリン遵守を撤回することはない」とした。」

2010年5月12日、シェパード・モレン政府契約部門ブログ、「やっと、常識が虚偽請求取締法に適用となる。」

2010年4月21日、シェパード・モレン集団訴訟防衛戦略ブログ、「米国第七巡回裁判所は、欠点のあるアンケートの証拠にもとづき、公正負債取立法のもと、連結集団訴訟の解散を決定。」

2010年2月12日、シェパード・モレン企業・証券部門ブログ、「米国第十一巡回控訴裁判所は、改革条例の申し開きの標準を高めることに失敗した証券詐欺集団訴訟に遡り、却下支持。」

2010年1月15日、シェパード・モレン集団訴訟防衛戦略ブログ、「米国第四巡回裁判所は、ダイバーシティ管轄権欠如にもとづいて、エクスプレス・チェック・集団訴訟を州裁判所に差し戻す」

2005年1月15日、「必携記録：取締役会議事録」

2003年夏、フランチャイズについての米国法曹会フォーラム、フランチャイズ弁護士、Volume 6, Number 5、共著者、「フランチャイズ同意書における連鎖的債務不履行条項を利用して」

講演

2009年11月30日、ワシントンD.C.、「コロンビア地区における法則」

2008年7月22日、ワシントンD.C.、国際商標協会（INTA）
「商標弁護士のためのE-ディスカバリーにおける最適業務」

会員

DC 地区法曹会会員

メリーランド法曹会会員

米国法曹会会員